

## CISG-AC 意見第 3 号

### 「口頭証拠排除則、明白な意味の原則、完結条項と CISG」

(2004 年 10 月 23 日, ラポルトウール: リチャード・ハイランド教授 (米国ニュージャージー州、ラトガース大学ロースクール))

本意見は、マドリッドで開催された CISG-AC 第 7 回会議において、全員一致で採択された。

本意見を、われわれの良き友人であり、同僚であり、そして教師でもあった故アラン・ファーンズワース (Allan Farnsworth) (2005 年 1 月 31 日逝去) に捧げる。

議長 ペーター・シュレヒトリム (Peter Schlechtriem)

委員 エリック・バーグステン (Eric Bergsten)、ミヒャエル・ヨアヒム・ボネル (Michael Joachim Bonell)、アレハンドロ・ガロ (Alejandro M. Garro)、ロイ・グッド (Roy M. Goode)、セルゲイ・N・レベデフ (Sergei N. Lebedev)、ピラー・ペラーレス・ヴィスカシラス (Pilar Perales Viscasillas)、ヤン・ランバーグ (Jan Ramberg)、インゲボルグ・シュヴェンツァー (Ingeborg Schwenzer)、曾野裕夫 (Hiroo Sono)、クロード・ヴィッツ (Claude Witz)

事務局 ルーカス・ミステリス (Loukas A. Mistelis)

#### 【意見】

- 1 口頭証拠排除則 (**Parol Evidence Rule**) は、C I S G に採用されなかった。契約書面にいかなる役割および重みを与えられるかは、C I S G の定めるところによる。
- 2 コモンローの法域のなかには、「明白な意味の原則」 (**Plain Meaning Rule**) によって、契約解釈において、書面の意味が一見明白な場合には、裁判所がそれ以外の証拠を考慮することを禁ずるところがある。このような「明白な意味の原則」は、C I S G の下では適用されない。
- 3 完結条項 (**Merger Clause**) ——完全合意条項 (**Entire Agreement Clause**) といわれることもある——が C I S G に規律される契約に置かれている場合、それは C I S G の規定する解釈および証拠についての準則を排除する。その効果は、書面に記載されていない言明または合意についての証拠に依拠することが妨げられることでありうる。さらに、当事者がそのように意図した場合、完結条項は、取引慣習についての証拠を排除することもありうる。

しかし、かかる完結条項の効果を判断するにあたっては、当事者の言明および交渉経過のみならず、その他関連する一切の状況が考慮されなければならない。

(訳・曾野裕夫)

[訳者による注記]

ここに訳出したのは、CISG-AC Opinion no 3, Parol Evidence Rule, Plain Meaning Rule, Contractual Merger Clause and the CISG, 23 October 2004. Rapporteur: Professor Richard Hyland, Rutgers Law School, Camden, NJ, USA の「注釈 (Comments)」を除いた「意見 (Opinion)」(いわゆる black letter 部分) の日本語訳である。「注釈」を含めた日本語訳は、「CISG-AC 意見第 3 号『口頭証拠排除則、明白な意味の原則、完結条項と CISG』」民商法雑誌 134 巻 3 号 509 頁 (2006 年) [曾野裕夫・牧佐智代訳] として掲載されている。